

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		建築制限の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市埼玉県南卸売団地特別業務地区建築条例
条 項		第3条第1項ただし書、第2項及び第3項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		